

9 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

本校において定める、いじめの定義はいじめ防止対策基本法第2条に述べるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの基本認識

本校では、以下の8項目をいじめ問題に対する教職員の基本認識とする。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところにあることが多く発見しにくいものである。
- ④ 「いじめはいじめられる側にも問題がある。」という見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にも関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめが起こりにくい学校づくり

☆ すべての生徒が安心して過ごせ、規律正しい学校

- ・生徒一人一人の思いを感じ取れる人間関係づくりをそれぞれの立場でつくっていく（学級・部活動・委員会・授業など、どこかの場面で1人ももれないように）
- ・「南中心得」を徹底する
- ・「南中心得」の達成状況の定期的な評価を行う

☆ わかる授業づくり、すべての生徒の参加、活躍、出番のある授業づくりに努める教師集団の学校

- ・生徒が主役となる場をつくる
- ・授業のプロとして、生徒の実態にあった授業づくりを行う
- ・教師主導でなく、生徒が主体となる授業を実施する
- ・「好き」「わかる」授業の構築を行う
- ・間違えてもよい雰囲気をつくる

4 本校教師が常に心がけるべきこと

☆ 常に授業改善に取り組み、生徒一人一人に達成感、有用感を味わわせる。

- ・丸付け等をとおして評価する（ほめる）
- ・発表の場を確保する
- ・毎日の授業の準備を確実にを行う
- ・一人一人が自分の理解を実感できる小テストを活用する
- ・「きよらっこカード」の活用を徹底する

☆ 自分の授業を公開し、他の指摘を自己の肥やしにする。

- ・大研を積極的に開催し、研鑽を深める
- ・授業研究会の機会を大切にし、研究授業に取り組む
- ・学年部での授業参観や意見交流（小研）を活発に行う

☆ 学習規律、行動規範を明確に持ち、分け隔てなく指摘することができる。

- ・授業始めと終わりのあいさつ、5秒礼を徹底する
- ・大きい声での返事を徹底する
- ・クラス全体に届く声の大きさを発言するよう指導する
- ・自分の授業の型を確立し、準備した授業計画に沿って授業を進める

☆ 自らの言動が生徒に与える影響を自覚し、矜持を強く持った言動をとる。

- ・生徒は～くん、～さんをつけて呼ぶ
- ・自らが発する言葉のニュアンスや受け取る側の思いを考慮した発言を常に心がける
- ・声かけを積極的に行い、生徒の変化（予兆）を把握する

5 本校のいじめ防止等に対する対策

(1) いじめの防止

- ・いじめをできない（しようと思わない）人間関係づくりを学級経営・部活動経営を通して行う。諸通信、班活動、給食班、掃除班、1分間スピーチ等でそれぞれの思いや考え方を知っていく場面を設定する
- ・日頃から生徒を注意深く観察し、小さなことにも気付き、それに対応できるようにする

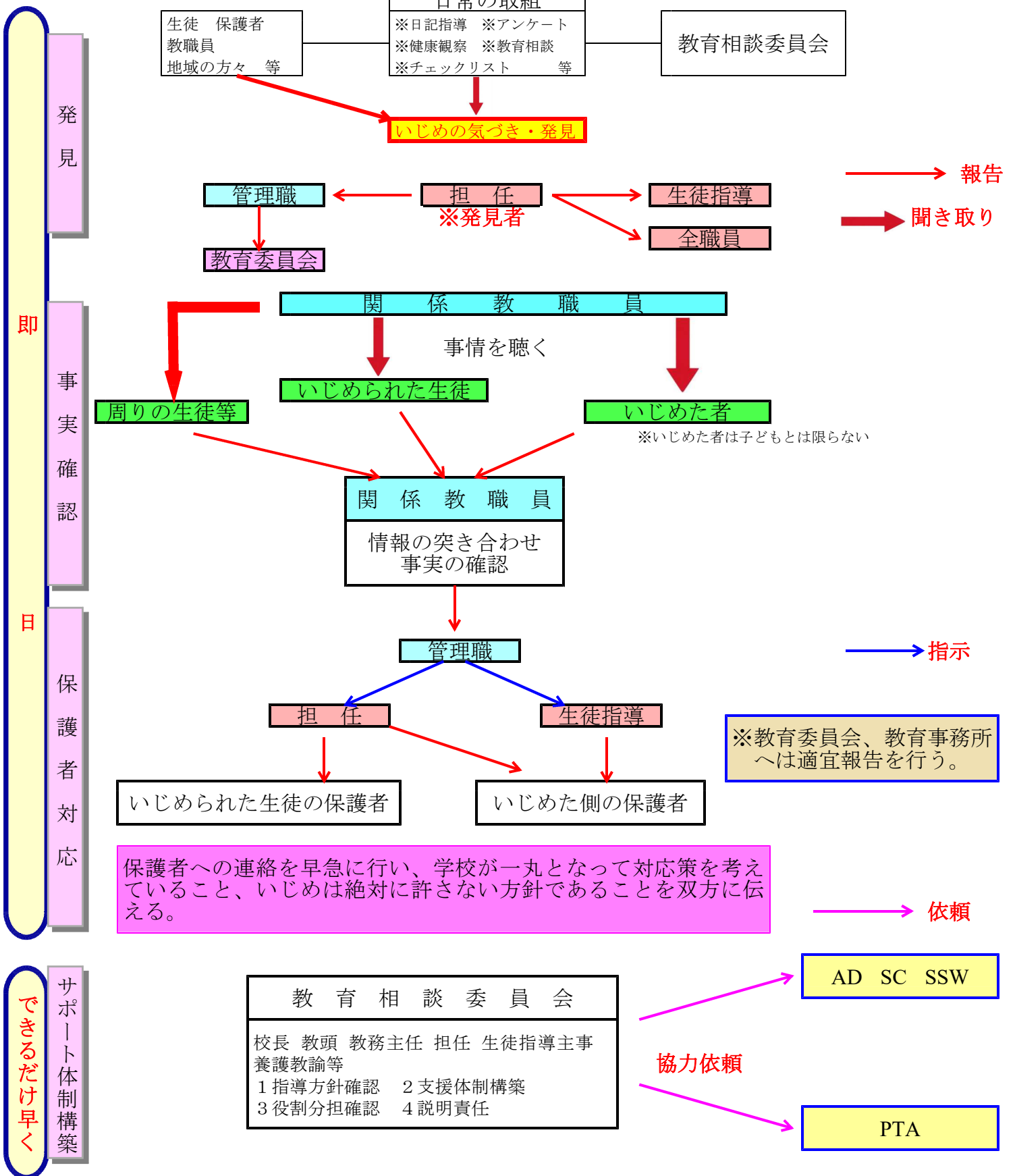
(2) いじめの早期発見

- ・生活アンケートを定期的実施する
- ・教育相談委員会を定期的（月3回；基本水曜1校時）に実施する
- ・授業や部活動、休み時間の様子、日記の内容、教室掲示物、机・椅子の変化等、生徒の変化、周囲の変化を常に感じ取っておく。周囲の生徒の言葉、保護者の声には真摯に対応する
- ・南中自学ノート、健康観察による生徒理解を毎日行う

(3) いじめへの対処

- ・生徒指導主事を中心とした共通実践を行う
- ・「報告・連絡・相談」を徹底し、迅速な対応を行う
- ・本人の思いをしっかりと受け止める
- ・事実を確認し、公正な立場で話を聞き記録する
- ・どうすればこのようなことにならないか考えさせる
- ・被害者、加害者双方の保護者への連絡、誠意ある対応を行う

いじめ発生の初期対応マニュアル



- 1 誠実に両保護者に対応し、説明責任を果たしながら、生徒の健やかな成長を第一に考えた対処をしていく。
- 2 毅然とした態度を示しながらも温かい対応に心がける。
- 3 重大な事案である場合は、保護者説明会も設けて説明責任を果たしていく。
- 4 マスコミに対しては、初期から誠実に対応し窓口の一本化を図る。
- 5 同様の事案が起こらないように、教育活動、指導体制、本マニュアルについての改善を図る。